

告 示

埼玉県告示第千九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャース川越店

埼玉県川越市脇田新町十一―十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課